

令和 7 年度特別会計の決算概要

- 本資料は、令和 7 年度に設置されている特別会計の決算概要を公表するもの。
各特別会計における歳入歳出の単純な差額である「決算上の剰余金」は、計 16.2 兆円。
- 剰余金は、特別会計に関する法律第 8 条等の規定に基づき、①積立金への積立て等（6.8 兆円）、②翌年度特別会計歳入への繰入れ（6.2 兆円）、③一般会計への繰入れ（3.2 兆円）の処理を行うこととしている。

※金額は国債整理基金特別会計を除いたもの

(単位：億円、単位未満切捨て)

特別会計名	収納済 歳入額 (A)	支出済 歳出額 (B)	剰余 金額 (A－B)	①積立 金とし て積立、 資金に 組入	②令和 8 年度当該特会歳入に繰入					③令和 8 年度 一般会計 へ繰入
						令和 8 年度 歳入予算 計上 (a)	歳出の 繰越し (b)	支払備金等 (c) (注 1)	その他 (②－a －b－c) (注 2)	
交付税及び 譲与税配付金	535,941	520,710	15,230	—	15,230	14,961	269	—	—	—
地震再保険	1,187	23	1,164	1,164	—	—	—	—	—	—
国債整理基金	2,160,806	2,128,572	32,233	—	32,233	—	30,428	—	1,805	—
外国為替資金	57,252	6,687	50,565	13,414	5,850	—	—	—	5,850	31,300
財政投融资	226,298	222,659	3,639	208	3,430	2,078	100	—	1,252	—
エネルギー対策	141,653	124,523	17,129	—	16,443	2,262	9,882	—	4,298	686
労働保険	80,358	72,617	7,740	4,521	3,219	387	40	1,982	809	—
年金	1,018,817	970,951	47,865	41,025	6,840	6,363	0	—	476	—
子ども・子育て 支援	60,318	55,381	4,937	1,856	3,080	966	164	—	1,949	—
食料安定供給	10,838	8,444	2,394	4	2,369	534	178	96	1,561	19
国有林野事業 債務管理	3,342	3,342	—	—	—	—	—	—	—	—
特許	2,862	1,479	1,382	—	1,382	1,280	0	—	101	—
自動車安全	12,224	4,452	7,771	5,675	2,096	800	1,011	—	283	—
東日本大震災 復興	8,433	6,707	1,726	—	1,726	—	794	—	932	—

(注 1) 保険事故が既に発生し支払うべき債務で、令和 8 年度以降の保険金支払に充てるため、令和 8 年度歳入に繰り入れる必要があるもの等。

(注 2) 各特別会計の事務事業等の実態に応じ、今後の予算編成過程において使途を検討。

(参考 1) 特別会計（勘定）の剰余金の概要（主なもの）

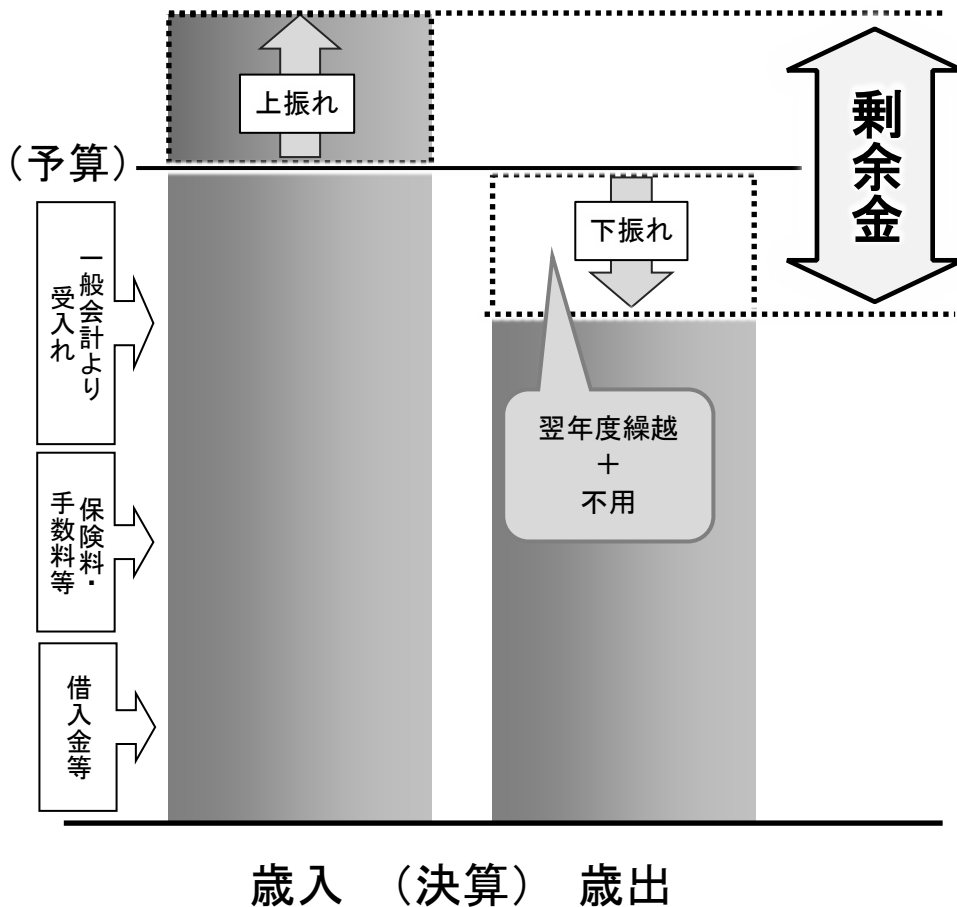
（単位未満四捨五入）

特別会計（勘定）	剰余金額	主な発生要因	主な処理
外国為替資金	5.1兆円	・運用収益（保有外貨資産と円建負債（政府短期証券）の金利差）	・外国為替資金に1.3兆円組入れ、令和8年度特会歳入に0.6兆円繰入れ、令和8年度一般会計歳入に3.1兆円繰入れ
年金	4.8兆円		
（基礎年金・国民年金・厚生年金）	(4.1兆円)	・年金給付費が予定を下回ったこと ・保険料収入が予定を上回ったこと	・令和8年度以降の年金給付等に充てるため、積立金として積立て
エネルギー対策	1.7兆円		
（エネルギー需給）	(1.6兆円)	・事業計画の変更等による事業繰越しがあったこと	・令和8年度に繰り越された補助事業等に充てるため、令和8年度特会歳入に繰入れ
交付税及び譲与税配付金	1.5兆円	・借入金の償還繰延べ ・期ズレとしての地方譲与税譲与金の未譲与分があったこと	・令和8年度の借入金の償還、地方交付税交付金等に充てるため、令和8年度特会歳入に繰入れ
自動車安全	0.8兆円		
（自動車事故対策）	(0.6兆円)	・一般会計からの全額繰戻しがあったこと	・令和8年度以降の被害者保護増進等事業に充てるため、積立金として積立て

国債整理基金	基金残高3.0兆円（国債入札の偶発的な未達に備え、一定の水準を維持）
--------	------------------------------------

(参考2) 剰余金の処理について

特別会計の決算上の剰余金とは、各特別会計における歳入歳出決算額の単純な差額（一般会計の純剰余金とは性質が異なる）。その処理については、「特別会計に関する法律」第8条等に規定されている。



- ①当該特別会計の積立金への積立て等
- ②翌年度当該特別会計歳入への繰入れ
- ③一般会計への繰入れ

(参考) 【特別会計に関する法律第8条】

(剰余金の処理)

- 1 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより ①当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額 を控除してなお残余があるときは、これを ②当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れる ものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、③予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れる ことができる。

(参考) 一般会計の剰余金(財政法6条の純剰余金)

= 歳入歳出差額(歳入決算-歳出決算) - 翌年度への繰越額見合財源 - 地方交付税交付金等の使途確定財源